

○福島町議会の評価

(1) 評価の導入

－ 実施の背景 －

■大変革の地方行政

21世紀を迎えて、行政は徹底的な見直しを迫られ、大きな変革期を迎えています。また、地方分権の推進により、これからの地方行政は、自己決定と自己責任で自らの力で切り開いていくことが求められています。

一方、行財政運営は、交付税の削減などこれまでにない窮迫した財政運営を余儀なくされ、限られた予算の中で費用対効果を徹底的に考えた上で実施せざるを得なくなっています。

■高まる議会の役割

地方自治体における議会と執行機関との関係は、執行機関が予算案など政策立案を行い、法律や条例に基づいてこれを議会が決定します。次いで、執行機関は決定された政策を執行し、議会は決算審査のようにその結果を監視・評価することになります。これを受けて、執行機関は新たな政策の立案を検討していくことになります。

また、議会議員は住民から選ばれた一方の代表として、執行機関に対し住民の意見を反映した政策、対案を示していくことが求められています。

これからの行政は地方分権の流れに沿って、執行機関と議会が対等の立場で議論し、地域の課題を自ら解決していくため、地域独自政策の重視、住民参加機会の増大、最少の費用で最大の効果を上げる政策の推進が必要となっています。

そのため、議会は政策の決定、監視・評価にとどまらず、住民の多様な意見を反映させた独自の政策立案を行い、条例案として提出するなど政策立案機能を高めていくことがこれまで以上に重要となってきています。

■町民に開かれた議회를めざして

福島町議会では、様々な議会改革に取り組んできました。まず、各種委員会等の公開やホームページ等情報公開、本会議等の庁舎内放映など、情報の提供を積極的に行い、「情報の共有」をめざし町民に開かれた議会の運営に努めてきました。

また、執行部附属機関の法的措置以外の議員就任の廃止をし、執行機関と緊張感のある関係をめざし、真の議決機関としての努力を続けてきました。

さらに、これまで傍聴者を取り締まる内容の傍聴規則を、傍聴者を歓迎する趣旨に立った規則改正や委員会の傍聴も「許可制」から「公開」をするものに改正しました。加えて、傍聴者に対する会議資料の配付を行い、住民参加の関心を高めるとともに各種懇談会を開催し、町民の意向を把握して、議会活動に反映する取り組みをしてまいりました。

今後は行政・議会・住民それぞれの役割分担が非常に重要となります。そのため、「開かれた議会」をめざすことに終焉はありません。このたびの「議会・議員の評価」も町民と議会との新しい関係づくりを

求め、困難なことに果敢に挑戦し、町民の皆様の満足度を少しでも高めて、よりよい福島町を築くことをめざしています。

(2) 議会の評価

■導入の目的

行政執行者側では、効率的な行財政運営を行うため、事業評価・政策評価などの手法の導入が急速に進んでいます。その一方で、議会・議員の活動の評価は4年に一度の選挙だけという実態です。

町民の代表である議員の活動が有権者（町民）から「見えない」現状を払拭し、等しく住民の代表として議員活動を行う必要が今後益々求められる時代となっています。

このことから、客観的には困難な評価としながらもあえて議会・議員の評価手法を導入し、真の町民代表として資質向上を図り、その責務を果たすための一助とします。

■評価方法及び公開

① 評価方法

毎年12月に、別に定める評価項目に基づき1年間の活動を、「議会実態調査」等の資料を参考として、全道・全国等の水準と比較し、議会運営委員会において内容を検討し決定します。また、最終任期前に4年間の総合的な評価も行います。

評価は、「概ね一定の水準にある：○」、「一部水準に達していない：△」、「取り組みが必要：▲」の3段階とします。

② 公開

評価の結果は、別紙様式により直近の「議会だより」及び「議会ホームページ」において公開します。

■評価項目

次の評価項目を基本とします。（評価項目は平成27年度現在）

なお、近年は行政の変革期であることから、新たな項目の必要性が生じた場合は、議会運営委員会において検討し、随時追加・変更をします。

主要評価項目	具体的な項目
1. 議会の活性度	①一般質問 ②質疑 ③討議 ④討論 ⑤議員提案 ⑥文書質問
2. 議会の公開度	①委員会の公開 ②審議記録の公開 ③審査前の会議資料の公開 ④議会経費の公開 ⑤視察報告の公開 ⑥全員協議会の公開 ⑦会議公開の充実（ライブ中継）
3. 議会の報告度	①議会だより・速報版等の発行 ②議会ホームページの運用
4. 住民参加度	①各種団体との懇談会の開催（常任委員会の活動） ②町民と議員との懇談会の開催 ③参画者への対応と参加度 ④休日・夜間議会の開催

5. 議会の民主度	①一般質問の一問一答方式 ②説明員との対面方式 ③一般質問の答弁書配付
6. 議会の監視度	①長との適正な関係の維持 ②全員協議会の適切な運用 ③議会権能（けん制・批判・監視等）の適切な遂行
7. 議会の専門度	①所管事務調査の充実強化 ②政策立案・審議能力の向上強化 ③議決権範囲の拡大
8. 事務局の充実度	①議場・委員会室の整備充実 ②事務局の充実強化
9. 適正な議会機能	①法規定以外の執行部附属機関への委員就任廃止 ②適正な議会経費 ③議会の自主性強化 ④議会附属機関の設置 ⑤系統議長会への体制整備
10. 研修活動の充実強化	①研修の効率的な取り組み

■基礎資料

評価の基礎資料等は、以下のものを基本として、必要があれば随時に議会事務局において収集し、評価の支障にならないよう適正な処理を行うものとします。

1) 議会の基礎的なデータの整備

- ①議会の構成、議員名、年齢、学歴、当選回数、政党、議員報酬
- ②議会日数、常任委員会開催日数（時間）、議会運営委員会開催日数（時間）、特別委員会日数
- ③一般質問回数、質疑回数、議員提案、討論回数、議員提案件数
- ④議員の視察研修、報告書
- ⑤所管事務調査の回数、調査事項
- ⑥議案に対する議員の表決状況
- ⑦参考人の招致、公聴会の開催
- ⑧会議・行事等の出欠状況

2) 議会の活性化等に関する状況

- ①議会の活性化度 ②議会の公開度
- ③議会の報告度 ④住民参加度
- ⑤議会の民主度 ⑥議会の監視度
- ⑦議会の専門度 ⑧事務局の充実度
- ⑨適正な議会機能 ⑩研修活動の充実強化

■参考にした事例・書籍等

「地方議員評価私案」「議会の評価」ほか 矢板市議 宮沢昭夫氏、「地方議会の活動を評価しよう」地方分権より 専修大学教授 小林弘和氏、「議員通知表」新潟県湯沢町議会運営委員長 高橋博幸氏の HP、「市議会議員選挙の意味と議員の選び方」（仙台市議の通信簿）仙台経済界より、「議会運営の改革」ひら

かれた議会をめざす会シンポジウム資料より、「地方議会改革宣言」野村稔著、「議会事務局機能の充実をどう図るか」月刊地方分権より 地方政府研究者 加藤幸雄氏、「議会の情報公開をどう進めるか」月刊地方分権より 野村稔氏、「地方議会の行政評価」地方議会人より 甲南大学経済学部教授 高寄昇三氏、「分権時代を先導する議会をめざして」三重県議会 HP より、「地方議会 EXPLORER 議会改革のススメ・議会の用語」(HP より)、「町村議会の機能を高めるための方策」全国町村議会議長会、「町村議会の活性化方策に関する報告書」地方(町村)議会活性化研究会、「地方議会の活性化に関する調査結果」全国町村議会議長会(16年1月15日現在)